

## 環境G S情報誌広告掲載募集要領

### (目的)

**第1条** この要領は、群馬県広告掲載要綱第7条に基づき、群馬県（以下「県」という。）が作成・配布する「環境G Sニュース」（以下「環境G S情報誌」という。）に広告を掲載するのに必要な事項を定めるものとする。

### (広告の規格等)

**第2条** 広告の規格等は次に掲げるとおりとする。

ア 種類	仕上がりA4版（A3二つ折り） 8ページ
イ 掲載箇所	仕上がり表面の下段
ウ 枠数	原則2枠
エ 広告掲載サイズ	縦5.5cm×横9.0cm（名刺サイズ）
オ 発行回数・時期	年3回（8月25日、12月11日、3月20日）※発行日は予定
カ 予定使用数量	各2,300部
キ 色	フルカラー
ク 用紙	リサイクルマット上質コート（44.5kg）
ケ 配布先	環境G S認定事業者、市町村、関係団体（商工会）、環境G S推進員等

### (広告主の制限)

**第3条** 広告主とすることが適当でない者は群馬県広告掲載基準第3条による。

### (広告の募集)

**第4条** 広告の募集方法は、次に掲げるとおりとする。

- ア 募集方法は、環境G S情報誌及び県ホームページ等により公募するものとする。
- イ 広告掲載を希望する者は、環境G S情報誌広告掲載申込書（別記様式第1号）により申し込むものとする。

【申込先】〒371-8570

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県 環境森林部 環境政策課 環境政策係

- ウ 応募は、随時受け付けるものとする。

### (広告掲載の審査等)

**第5条** 県は、前条の規定による申込みがあった場合は、申込者からの申込み後、審査を行い、広告掲載等を決定する。ただし、広告を掲載することが適当と認められる広告主が枠数を超過して応募があった場合は、先着により広告主を決定する。

2 群馬県広告掲載要綱第3条第2項及び群馬県広告掲載基準第4条に該当する場合は、不掲載とする。

3 同一広報媒体への申し込みは、原則として1者1枠とする。ただし、希望者が枠数に満たない場合はこの限りではない。

4 県は前項の規定により広告の掲載を決定したときは、環境G S情報誌広告掲載決定通知書（別

記様式第2号)により当該申込者に通知する。

- 5 県は、第1項の規定により、広告の不掲載を決定したときは、環境G S情報誌広告不掲載決定通知書(別記様式第3号)により当該申込者に通知する。

#### (広告の掲載料)

**第6条** 広告の掲載料は、1枠あたり(10,000円/回[税込])とする。

- 2 広告主は、前項の規定による広告の掲載料を、県が指定した日までに、県が発行する納入通知書により一括して前納する。
- 3 県は、予定数量を超えて、環境G S情報誌を配布しても広告の掲載料の追加請求はしないものとする。
- 4 県は、環境G S情報誌の配布量が予定数量に達しなかった場合でも、広告の掲載料の返還をしないものとする。

#### (広告原稿の作成)

**第7条** 広告主は、広告原稿を県の指定する日までに、県の指定する様式で提出するものとする。

- 2 広告主は、広告原稿を電子データで提出するものとする。
- 3 前項の規定により作成する原稿に要する経費は、広告主が負担するものとする。
- 4 県は第1項の規定により提出された広告原稿の内容が群馬県広告掲載要綱第3条及び群馬県広告掲載基準第4条に該当すると認められる場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

#### (その他)

**第8条** 広告主は、この要領のほか、群馬県広告掲載要綱及び群馬県広告掲載基準を遵守するものとする。

- 2 この要領に定めない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

#### 附則

この要領は、令和4年7月8日から施行する。